

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政
令案 参照条文

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年十二月十三日法律第
百五十二号）（抄）

（自動車検査登録特別会計法の一部改正）

第四十五条 自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「自動車検査登録印紙売渡収入」の下に「、道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料」を加える。

（道路運送車両法の一部改正）

第六十九条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定す
る電子情報処理組織を使用して前項第一号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号の申請等をする場合には、国土交通省令で
定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第七十条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定す
る電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定
めるところにより、現金をもつてすることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

三 第十一条（地方税法第百五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定に限る。）、第十九条（不動産登記法第二十一条第四項及び同法第百五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。）、第二十一条（商業登記法第十三条第二項及び同法第百十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。）、第二十二条から第二十四条まで、第三十七条（関税法第九条の四の改正規定に限る。）、第三十八条、第四十四条（国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。）、第四十五条、第四十八条（自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る。）、第五十二条、第六十九条及び第七十条の規定

この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四十一（略）